

大口町法人町民税減免対象団体確認事務規程

(目的)

第1条 この規程は、大口町税減免に関する規則（平成元年大口町規則第17号）別表第1中10項に掲げる者に該当するかを審査する事務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象要件)

第2条 法人町民税の減免対象団体（以下「減免対象団体」という。）として申請できるのは、大口町NPO活動促進条例施行規則（平成18年大口町規則第5号。以下「NPO規則」という。）第11条の規定により大口町NPO団体として登録されている団体に限る。

(申請)

第3条 減免対象団体として確認を受けようとする団体の代表者は、NPO規則第16条による大口町NPO団体活動報告書（以下「報告書」という。）とともに大口町法人町民税減免対象団体確認申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(期間)

第4条 減免対象団体として確認を受けようとする団体の代表者は、法人等の町民税を申告しようとする日の2週間前までに申請書を提出しなければならない。

(決定)

第5条 町長は、申請書を受理してから10日以内に、大口町法人町民税減免対象団体確認書（様式第2。以下「確認書」という。）をもって、団体の代表者に通知するものとする。

2 町長は、第4条の規定により申請があった団体のうち次の各号のいずれにも該当すると認められる団体を減免対象団体として認定する。

(1) 報告書により、大口町内でボランティア活動をはじめとする営利を目的としない市民活動を継続的に実施していると認められること。

(2) 報告書により、大口町行政を補完すると思われる活動が、その活動の多くを

占めていると認められること。

(確認書の添付)

第6条 前条により減免対象団体として認められた場合には、大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号。）第49条第2項の規定による申請をする際に確認書を添付しなければならない。

(その他必要事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、法人町民税減免対象団体確認事務に関し必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則（平成20年3月26日 大口町訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月25日 大口町訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の大口町法人町民税減免対象団体確認事務規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町訓令第12号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

大口町法人町民税減免対象団体確認申請書

年 月 日

大口町長

様

登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号
団体名
代表者役職名
及び氏名
連絡先
氏名
電話番号

大口町法人町民税減免対象団体確認事務規程第3条の規定に基づき、法人町民税の減免対象団体として確認していただきますよう申請します。

記

1 事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
2 法人町民税 申告予定日	年 月 日予定

様式第2（第5条関係）

大口町法人町民税減免対象団体確認書

第 号
年 月 日

登録団体種別 大口町NPO団体
登録番号
団体名
代表者役職名 様
及び氏名

大口町長 印

年 月 日付けで申請のありました大口町法人町民税減免対象団体確認については、大口町法人町民税減免対象団体確認事務規程第5条の規定に基づき審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	
2 確認結果	(1) 報告書により、大口町内でボランティア活動を始めとする営利を目的としない市民活動を継続的に実施しているか。	
	(2) 報告書により、大口町行政を補完すると思われる活動が、その活動の多くを占めているか。	
	以上により 減免対象団体として 認めます。 認められません。	